

物品販売許可願

令和 年 月 日

二戸市民文化会館 指定管理者
特定非営利活動法人 二戸市文化振興協会 御中

申請者 _____
住所 _____
代表者 _____
電話 _____ ⑩

下記の公演にともない、物品販売を行いたいのので二戸市民文化会館条例施行規則第 20 条に則り、許可願います。

※二戸市民文化会館条例施行規則第 20 条
(販売行為の制限)

第 20 条 何人も会館又はその敷地内において物品等の販売並びに広告、宣伝、寄附及び募金行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て認めるときは、この限りではない。

【記】

[催 事 名] _____
[開催日時] _____
[会 場] 二戸市民文化会館

一、(物品販売する商品の内容)

二、(販売する場所)

販売する場所は、当館で指定した場所のみとします。

三、(留意事項)

- ①第一項以外に販売する商品を取扱うときは、当館への届出と承認を得ます。
- ②主催者が本確認書の内容に違反した場合は、その後の販売について、会館が販売中止を求めることができ、主催者はこれに異議を唱えません。
- ③その他特約

四、(物品販売手数料)

物品販売手数料として、販売価格に対し 10%を支払う。